ミニデイサービスしづか亭　指定第１号通所事業（通所型サービスＡ）運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社しづか亭が運営するミニデイサービスしづか亭（以下「事業所」という。）が実施する、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（通所型サービスＡ）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第３条　通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　ミニデイサービスしづか亭

（２）所在地　　岩手県西磐井郡平泉町平泉字長倉 10 - 5

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤専従）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）介護職員　4名（常勤専従1名、非常勤専従3名）

介護職員は、利用者への通所型サービスの提供に従事し、心身機能の回復、生活機能の維持又は向上を図るために適切な機能訓練を実施する。

（営業日及び営業時間）

第6条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　月・火・水・金曜日とする。

ただし、12月30日から1月5日まで、及び、国民の祝祭日を除く。

（2）営業時間　午前11時00分から午後16時00分までとする。

（3）サービス提供時間　午後12時00分から午後15時00分までとする。

（通所型サービスの利用定員）

第7条　事業所の利用定員は、1日1単位　15名とする。

（通所型サービスの内容）

第8条　通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（1）食事の提供

（2）入浴

（3）日常生活動作の機能訓練

（4）心身機能の回復

（5）健康状態の確認

（6）送迎

（7）日常生活における相談及び助言

（8）その他日常生活上の援助　など

（利用料等）

第9条　通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額を定める要領」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2　食事の提供に要する費用については、500円（税抜）を徴収する。

3　おむつ代については1枚100円（税抜）、パット代については1枚50円（税

抜）を徴収する。

4　その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

5　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6　通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、一関市及び西磐井郡平泉町とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2　体調によっては入浴や余暇活動を中止していただく場合があること。

3　利用をキャンセルする場合には、前日の午後 5 時までに連絡をしていただくこと。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡する

とともに、必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、損害賠償の責任の対象及び範囲は、事業所が加入する「介護事業者賠償責任補償保険」に定めるところによるものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１５条　通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した通所型サービスに関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨

を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１８条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業所は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する記録等を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社しづか亭と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１９条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするとこは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を一関地区広域行政組合へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に通所型サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、平成30年９月１日から施行する。

ﾐﾆﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽしづか亭　指定第１号通所事業（通所型サービスＡ）運営規定
令和６年４月１日付で運営規定に下記内容を新たに改定・追記し改正する。

第２条（運営の方針）に下記項目を追記する
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。 サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。

第11条（衛生管理等）を下記の様に書き換える
事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症の発生又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
(2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第17条（虐待防止に関する事項）に下記項目を追記する
④ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

第18条を下記の通りに変更し、既存の18条を第19条とし、既存の19条を第20条とし、条文の変更をせずに書き換える。
第18条（業務継続計画の策定等）
(1)感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定しております。
(2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和６年４月１日
合同会社しづか亭
ﾐﾆﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽしづか亭